

特許出願の基礎知識

1. 保護対象

特許法の保護対象は、「自然法則を利用した技術的思想のうち高度なもの」とされる発明です。

2. 登録要件

特許庁に出願した発明が、特許権として登録されるためには、少なくとも以下の3要件を満たすことが求められます。

要件1：産業上の利用可能性

産業として実施できる可能性があることが要求されます。

要件2：新規性

出願した発明が、出願時に公知の技術等と同一で無いことが基本的に要求されます。

要件3：進歩性

新規性が認められる発明であっても、出願時の公知の技術等に基づいて容易に想到できないことが要求されます。

3. 審査請求制度

特許庁に出願した後、出願から3年の間に審査請求手続きをしないと取り下げ擬制され権利化ができなくなります。

4. 方式審査

特許出願の提出書類が、経済産業省令に定める様式になっているか否かの審査が行われます。この方式審査で出願様式の誤りがあると、補正指令を受ける場合があります。

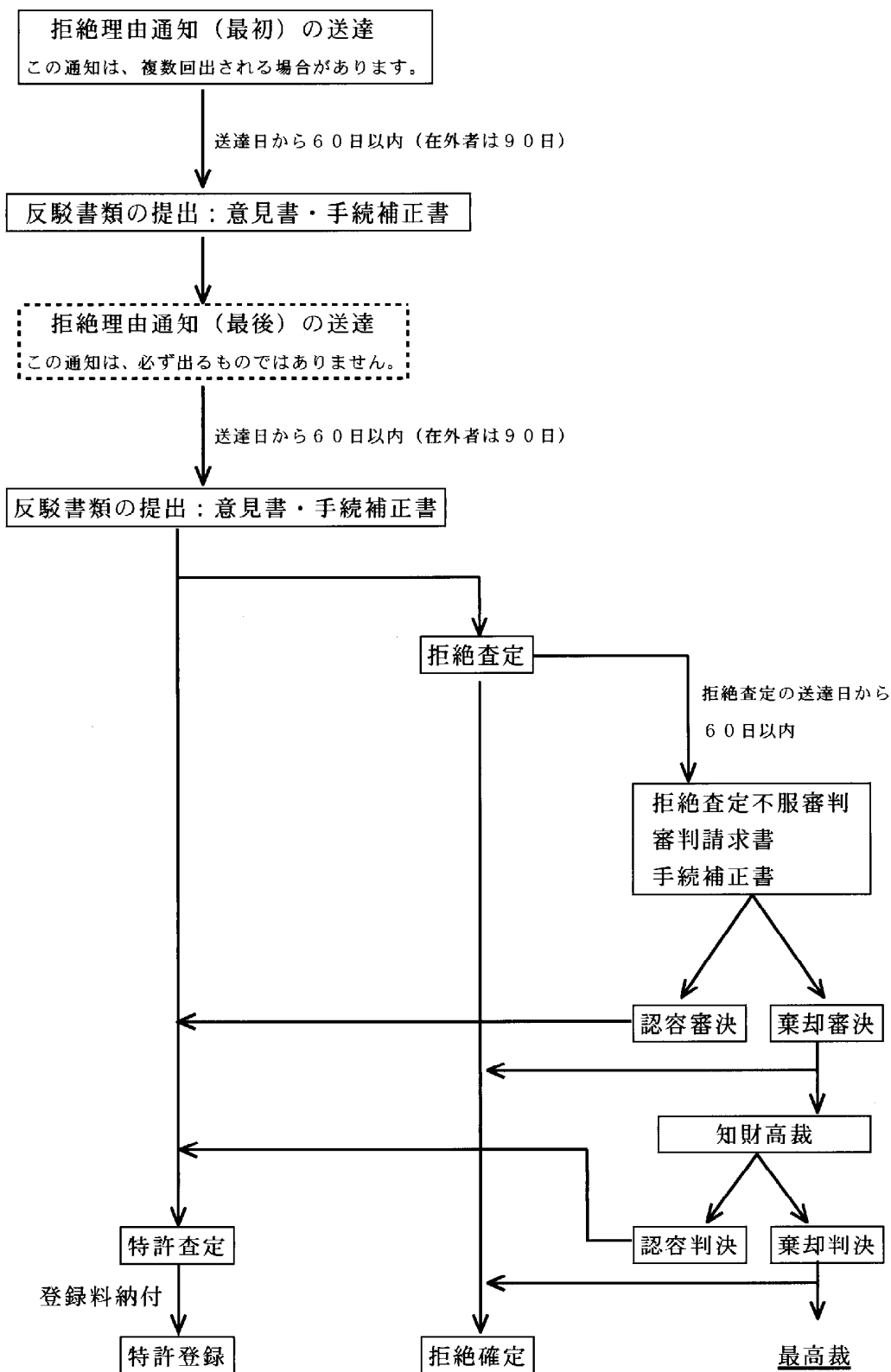
5. 実体審査

方式審査に合格し、審査請求の行われた特許出願は、特許庁審査官により特許要件を具備するか否かの審査を行ないます。この審査の結論は、「特許査定」と「拒絶査定」との2種類です。

「特許査定」は、特許庁審査官により、特許出願に係る発明が特許要件を満たすと判断されたときに出されるものです。

一方、特許庁審査官が、特許出願に係る発明が特許要件を満たさず拒絶理由があると判断した場合には、拒絶理由通知が出されます。拒絶理由通知が発せられると、所定の期間内に特許されるべきであるとの反駁の機会が与えられます。以下に拒絶理由通知を受けた後の手続きの主な流れを示します。

拒絶理由通知を受けた後の手続きの流れ



6. 出願公開

特許庁に対して出願された発明は、原則、出願日から1年6月経過後に遅滞なく公開されます。この出願公開により、第三者が出願された特許の内容を初めて知ることになります。その結果、出願した発明が、第三者による刊行物等の提出対象となります。

7. 特許権の存続期間

原則、特許出願日から20年です。なお、例外的に延長が認められる場合があります。

実用新案登録出願の基礎知識

1. 保護対象

実用新案法の保護対象は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案です。実用新案法第一条に「この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」とあるからです。従って、特許法の保護対象となり得る化学物質・材料・素材を対象にできない点に留意してください。

2. 登録要件

特許庁に出願した考案が、実用新案登録されるためには、少なくとも以下の3要件を満たすことが求められます。

要件1：産業上の利用可能性

産業として実施できる可能性があることが要求されます。特許の場合と同様です。

要件2：新規性

出願した考案が、出願時に公知の技術等と同一で無いことが基本的に要求されます。

要件3：進歩性

新規性が認められる発明であっても、出願時の公知の技術等に基づいて極めて容易に想到できないことが要求されます。特許の場合の進歩性に比べて、緩やかな判断基準が適用されます。

3. 実用新案登録出願の審査

特許庁に出願した実用新案登録出願は、上述の登録要件を満たすか否かの実体審査を行うことなく、方式審査に合格すれば登録する無審査登録制度を採用しています。従って、実用新案登録出願においては、特許出願のような実体的要件に違背することを理由とする拒絶理由通知が出されることはありません。なお、ここで言う方式審査は、特許出願の場合と同様、提出書類が、経済産業省令に定める様式になっているか否かの審査です。この方式審査で出願様式の誤りがあると、補正命令を受ける場合があります。

4. 出願時における留意点

実用新案登録出願においては、図面が必須の書面として取り扱われ、図面の提出が無き場合には、補正命令を受けることとなります。実用新案法の保護対象は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案ですから、基本的に図面に表すことができるからです。

また、実用新案登録出願は、方式審査をクリアすれば、原則登録されるため、出願と同時に登録料の納付することが義務づけられています。

5. 権利行使時の留意点

実用新案権は、特許と異なり、実体審査を経ることなく登録されるもので、権利の有効・無効に関する判断を受けていない権利であります。

従って、権利行使に際しては、権利者に対して細心の注意を払うことが求められ、実用新案法第十二条に規定する「実用新案技術評価書」の添付が必須になります。即ち、権利行使の前に、権利者自ら、保有する実用新案権の有効性の判断を行うことが求められるということであり、「実用新案技術評価書」に加えて、弁理士等の専門家による鑑定等が必要になることもあります。

6. 実用新案権の存続期間

原則、実用新案登録出願の出願日から10年です。